

# 各ロータリー・クラブ 御中

先の規定審議会において採択された制定案 10-27 によりクラブ定款第 9 条(出席)第 5 節(出席の記録)が改正されました。

RI本部に照会しておりましたが、改正された出席率の計算式が提示されましたのでお送りいたします。

以上宜しく願いいたします。

国際ロータリー日本事務局 奉仕室 大木 光男

Tel: 03-3903-3161

Fax: 03-3903-3781

## 出席率の算出

2010 年規定審議会において採択された制定案 10-27 により、クラブ定款第 9 条(出席)第 5 節(出席の記録)が改正されました。

また、採択された制定案 10-21 および 10-23 により同条第 3 節(a)および(b)がそれぞれ改正されましたので、以下に変更箇所を記載します。

### 第9条 出席

第 3 節 理由のある欠席。 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a) 理事会承認の条件と事態に従った欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。

(b) 年齢が 65 歳以上の会員で、かつ、一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第 4 節 RI 役員の欠席。 会員が現役の RI 役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第 5 節 出席の記録。 本条第 3 節(b) または第 4 節の下に出席規定の適用を免除された会員はが クラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれないものとする。

この結果、出席率を計算する際に以下の計算式をご使用頂くこととなります。

### 出席率の計算式

$$\frac{\text{免除会員を含む出席した会員数}}{A+B+C} \times 100\%$$

A: 出席免除の適用を受けていない会員数

B: 定款第 9 条第 3 節(a)の出席免除の適用を受けた会員数

C: 定款第 9 条第 3 節(b)および第 4 節で出席免除の適用を受けた会員で出席した会員数

$$57 - 3 = 54$$

$$\frac{49 + 2 + 1}{57 - 3} = 87.7$$

出席率 計算例

会員総数	出席免除の適用を受けていない会員と定款第9条第3節(a)適用の免除会員の数	定款第9条第3節(b)と第4節適用の出席免除会員の数	出席免除の適用を受けていない会員と定款第9条第3節(a)適用の免除会員のうち出席した会員数	定款9条3節(b)と第4節の出席免除の適用者で出席した会員数	分子	分母	出席率
					分子:出席免除適用者を含む出席会員数	[出席免除の適用を受けていない会員数と定款第9条3節(a)適用の免除会員数] + [定款第9条第3節(b)・第4節で出席免除の適用を受けた会員で出席した会員数]	
$T=X+Y$	$X=A+B$	$Y$	$Z$	$C$	$Z+C$	$A+B+C$	分子/分母
100	90	10	70	5	75	95	79%
100	80	20	80	15	95	95	100%
100	70	30	50	5	55	75	73%
100	60	40	50	40	90	100	90%
100	50	50	30	20	50	70	71%